

◇大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例の一部を改正する条例

- 1 放置自転車等の撤去等の措置範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(建設局総務部管理課)